

2014 年 8 月 8 日

すべての労働者の賃上げで景気回復を

～2014 年人事院勧告にあたって～

国土交通労働組合

書記長 笠松 鉄兵

人事院は 7 日、国会と内閣に対し、一般職国家公務員の給与等に関する勧告と報告を行いました。その内容は、平均 1,090 円 (0.27%) の官民較差があるとして、若年層に重点をおき俸給水準を引き上げ、一時金についても 0.15 月分を引き上げるもので、いずれも 7 年ぶりのことです。

また、通勤手当 (交通用具使用者) の改善、再任用職員の単身赴任手当の新設などの手当が改善されることとなっています。

これは、全労連・国民春闘共闘委員会に結集し、「たたかいとろう 大幅賃上げ、くいとめよう憲法改革、許すな 雇用・くらし破壊の暴走政治」のスローガンを旗印に 2014 年春闘を官民共同で旺盛にたたかってきたことにより築かれたものです。

しかし、消費税増税や物価上昇で生活悪化がすすむなかにおいて、抜本的に生活を改善するものとはなっておらず、さらには、寒冷地手当の改悪や再任用職員の賃金改善は見送られるなど、生活実態を顧みない姿勢は到底容認できるものではありません。

定員外 (非常勤) 職員の処遇についても、夏季における弾力的な年次休暇の付与を盛り込んだものの、劣悪な現状を黙認し、賃金改善をはじめとする労働条件改善を置き去りにしていることは重大な問題です。現在、社会全体に非正規労働者が増大し、その賃金・労働条件も劣悪であることが官民を問わず社会問題となっており、それらの改善にむけて、公務が率先して定員外職員の労働条件改善の先頭に立つべきです。

大きな問題と矛盾を抱えている「給与制度の総合的見直し」については、俸給水準を平均 2% 引き下げるとしています。とりわけ、50 歳台後半層が在職する 3 級以上の高位号俸については、最大 4% 引き下げる (平均 2% 引き下げ分を含む) こととしています。

「給与制度の総合的見直し」は、「職務給の原則」に反するばかりか、地域間格差を今以上に広げ、約 625 万人の労働者の賃金・労働条件に影響し、さらには民間労働者の賃金・労働条件をも押さえることにもつながり、地域経済を冷え込ませ、政府がめざす景気回復に逆行します。国土交通労働組合は、このような問題を再三再四にわたって指摘し、その導入をやめるよう追及してきましたが、人事院は私たちが納得できる合理的な説明もなく勧告に盛り込んだことは断じて認めることはできません。

これらのことで再度明白になったことは、人事院は「公平」「中立」な第三者機関の役割は持つておらず、政府の公務員総人件費削減方針に先鞭をつける機関であるということです。

一方で、この間の追及や最低賃金大幅引き上げと「給与制度の総合的見直し」阻止のたたかいを連動させ、全国津々浦々で官民共同の運動を展開してきた結果、行 (二) 職員の賃下げを見送らせたこと、高年齢層の引き下げ対象号俸を極力限定させるとともに 5・6 級の号俸延長を認めさせたこと、現給保障の経過措置を認めさせたことなどの到達点を築いています。

これから、「給与法」が国会において議論されていくこととなります。政府に求められているのは長

引くデフレ不況から脱却するために「給与制度の総合的見直し」などの「総人件費削減」ではなく、安倍首相自身が2014春闘で財界・企業に対し、「賃上げ」要請を行ったように公務労働者も含めたすべての労働者の賃上げで景気を回復していくことです。

国土交通労働組合は、交通・運輸、建設産業の労働者、公務・公共サービスにかかわる労働者とともに、官民共同のたたかいをくり広げ、大きな国民世論を築くことで公務労働者の労働条件改善はもとより、すべての労働者の賃金・労働条件改善をはじめとする要求の実現をめざします。

そのためにも、全国の組合員のみなさんをはじめ、国土交通省内のすべての労働者のみなさんに私たちの運動への結集を呼びかけます。

= 以上 =